

【登録住宅性能評価機関】

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣の登録を受けて住宅性能評価を行う機関で、平成18年12月25日現在、全国で111機関が登録されている。国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行うものに係る権限については、地方整備局長等に委任されている。

【ハウスアンサー株式会社】

- 登録番号 国土交通大臣登録第19号（当初指定は平成13年4月2日）
- 業務区域 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、岡山県
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 住所 大阪府大阪市北区芝田一丁目四番十七号
- 代表者 山口 曜一

【関係条文】

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）

（評価の業務の義務）

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅延なく、評価の業務を行わなければならない。

- 2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準の適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

（適合命令）

第二十条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第九条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を命じることができる。

（改善命令）

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（検査、報告等）

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第十条第二項、第十二条第二項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、前条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき

二 第十六条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき

三 正当な理由がないのに第十八条第二項各号の請求を拒んだとき

四 第十六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき

五 第八十七条第四項の規定による負担金の納付をしないとき

六 業務の評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき

七 不正な手段により登録を受けたとき

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。